

☆ 注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

注意欠陥多動性障がいのある子どもを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にしてまとめました。



「注意欠陥多動性障がい」とは

注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention-Deficit/ Hyperactivity Disorder) とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

*参考: 「注意欠陥多動性障害」の用語の取扱いについては、「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン」において、「注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害」を用いることが推奨されている。

<注意欠陥多動性障がいの具体的な状態として>

ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。



ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

注意欠陥多動性障がいのある子どもは「故意に活動や課題に取り組もうとしない」「怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障がいの存在が見逃されやすいことがあります。まずは、これらの行動が障がいに起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを学校教育関係者や保護者が認識する必要があります。



* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月) P306～

「障害のある子供の教育支援の手引」には、障がいの状態の把握として具体的な行動を記述してあります。一部紹介します。実態を把握する上で参考にしてください。



障がいの状態の把握 (例)

不注意があること

- 学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。
- 課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- 指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げられない。
- 学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- 気持ちを集中して努力し続けなければならない課題を避ける。
- 学習や活動に必要な物をなくしてしまう。
- 気が散りやすい。
- 日々の活動で忘れっぽい。

衝動性があること

- 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう。
- 順番を待つのが難しい。
- 他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。

多動性があること

- 手足をそわそわ動かしたり、着席していてももじもじしたりする。
- 授業中や座っているべきときに席を離れてしまう。
- きちんとしていなければならないときに、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- 遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- じっとしていない。又は何かに駆り立てられるように活動する。
- 過度にしゃべる。

これらの状態が少なくとも六か月以上続いていること

以上のような障がいの状態から、忘れ物の多さや、人や物との衝突、危険な行動につながり、結果的に**対人トラブル**になってしまうことも見られます。そのため、周囲の大人からの**行動規制**、**注意叱責**を受ける可能性も高まります。子どもたちは、そのようなかわりの繰り返しにより、「自分はどうせ、何をしても叱られる」といった、**自己肯定感の低い投げやりな気持ち**や**無力感**に陥ってしまう可能性が高まります。

これらのような障がいにより起こり得る**二次的な課題**に対しては、子どもの特性に**早期に気付き**、例えば、**望ましい行動**を具体的に示したり、**良い行動**を見つけたらすぐに**褒めたりする**ような対応が効果的であると言えます。



☆ 注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズの整理①
～障がいの状態等の把握～

注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『①障がいの状態等の把握』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア 医学的側面からの把握

(ア) 障がいに関する基礎的な情報の把握	
把握する事項	留意点等
a 既往・生育歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生週数 ・ 出生時体重 ・ 出生時の状態 ・ 保育器の使用 ・ 育った国や言語環境 ・ 入院歴や病歴
b 幼児期の発達状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の状況 ・ 発達相談（地域の実施状況により5歳児健康診査を含む）の状況 ・ 就学時健康診断時の状況
c 不注意、衝動性、多動性の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刺激に対する反応 ・ 注意集中の時間 ・ 複数の指示に対する反応 ・ 忘れ物や整理整頓の状況 ・ 身体の動きや立ち歩きの状況 ・ 突発的な行動の有無 ・ 物事を遂行するための計画性 ・ 行動調整の状況
d 併存している障がいの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習障がいや自閉症等の有無 ・ 行動障がいや心因性の障がいなどの二次的な障がいの有無 ・ 視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）に関する障がいの有無
e 服薬治療の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在服用中の薬。
(イ) 障がいの状態等の把握にあたっての留意点	
<p>【観察について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習中や生活の様子を観察する際には、行動上の実態を把握することはもちろん、視覚や聴覚の情報処理の状況、言語能力や語彙量、注意の集中や持続、記憶の状況、不器用さなどのつまずきや困難さが要因となっていることが考えられるため、それらを把握するために学習や生活の様子が重要な情報となるとともに、つまずきや困難さ等を補うための得意な力や、興味や関心についても把握しておくことが大切である。 <p>【医療機関等からの情報の把握について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果などの医学的所見を把握することが重要である。また、乳幼児健康診査や発達相談等の事後フォローとして、療育機関や相談機関につながっている場合もあるため、言語発達や運動発達に関する療育内容なども重要な情報となる。 	

イ 心理学的、教育的側面からの把握

(ア) 発達の状態等に関すること	
把握する事項	留意点等
a 生活リズムの形成	・睡眠や覚醒、活動・休息、食事、排せつ等の生活リズム
b 基本的な生活習慣の形成	・食事、排せつ、衣服の着脱等の基本的な生活習慣の自立の程度 ・状況に合った挨拶 ・整理整頓の習慣
c 遊びの状況	・ルールのある遊びへの参加状況 ・遊びや活動の終了状況
d 社会性	・集団活動への参加状況や行動の状況
(イ) 本人の障がいの状態等に関すること	
a 学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得の状況	・着席行動、傾聴態度 ・学習や課題に対して主体的に取り組む態度 ・学習や課題の理解力や集中力 ・座位や立位などの姿勢が崩れやすさ。 ・注意持続の困難さ ・必要ない場面での離席 ・学習用具の整理・整頓 ・忘れ物や紛失 ・指示や説明などの聞き洩らし
b 感覚や認知の特性	・視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）の状態はどうか。 ・注目すべき対象に注意を向けることができているか。
c 社会性	・ルールを守って遊びや活動に参加できるか。 ・状況に応じた行動調整に困難さがないか。 ・相手の気持ちを想像した適切な表現方法が身に付いているか。
d 身体の動き	・身体を常に動かしている傾向がないか。 ・目と手の協応動作が円滑にできているか。 ・文房具や道具などの使用に不器用さが見られないか。
e 学習の状況	・年齢相応の学習内容が概ね理解できているか。
f 自己理解の状況	・自分の得意なことや苦手なことについて認識をもっているか。 ・自分のできないことに関して、悩みをもっているか。 ・自分のできないことに関して、先生や友達の援助を求めることができるか。 ・保護者と障害について話し合ったり、相談したりして理解しようとしているか。 ・自分の障害に気づき、どの程度障害を受け止めているか。 ・障害を正しく認識し、改善・克服しようとする意欲をもっているか。 ※子どもによっては、小学校低学年の頃から自分の困難さに気付いている場合もある。障がいの受容や理解については、自分らしさを気にしたり、自分と他者との違いを意識したりするなど、自己の確立の問題とも関連する重要な課題である。 ※発達の段階を考慮しながら、子どもの気持ちに寄り添って進めていくことに留意する。

(ウ) 諸検査等の実施	
a 個別式検査の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・行動面に関して適応上の困難な状態を示すが、行動観察や心理アセスメントの結果を参考にスクリーニング検査や心理検査等を実施するとともに、必要に応じて知的発達の状態を把握することが必要である。
b 検査実施上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・行動面のつまずきや困難さの要因の判断に当たっては、校内における実態把握を踏まえ、より焦点化された心理アセスメント等の実施や評価の必要性について、巡回相談員や外部の専門家と相談しながら進めていくことが望ましい。
c 検査結果の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・認知の偏りやその発達の進んでいる側面について子ども一人一人の特性を把握することが大切であることから、検査結果については、検査の下位項目ごとにその内容を十分に分析し、子どもの実態と検査結果とを関連させて総合的に見て評価する必要がある。また、個別検査中の行動等については、丁寧に観察し、課題に取り組む姿勢や意欲、新しい場面への対応能力、判断力の確実さや速度、集中力等についても評価することが大切である。 ・専門機関による心理アセスメントの結果については、子どもの学びに必要な情報として、実際に学校場面でどのような形でつまずきとして表れやすいのか、どのような指導や支援、配慮を行うことが考えられるのかについて、保護者を通じて情報の整理と提供を求め、子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討していくことが大切である。その後、それらの情報は、校内教職員で十分な情報共有を行い、個別の指導計画等へ反映していくことが重要である。
(エ) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
学校での集団生活に向けた情報	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での集団生活を送る上で、把握しておきたい情報として、遊びの中での友達との関わりや興味や関心、社会性の発達などがある。このため、就学に係る行動観察の他、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等における子どもの成長過程について情報を得ることも有用である。
成長過程	

☆ 注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズの整理②
～特別な指導内容～

注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『②特別な指導内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



注意欠陥多動性障がいのある子どもに対する特別な指導内容

* 下線、太字は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記 (以下同様)

ア 注意集中の持続に関すること

注意機能の特性により、注目すべき箇所が分からない、注意持続の時間が短い、他のことに気を取られやすいことなどから、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったり、指示を段階に分けて順に示したりすることで注目しやすくしながら、注意を持続できることを実感し、自分に合った注意集中の方法を学び積極的に使用できるようにすることが大切である。

イ 行動の調整に関すること

衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりする。その場合には、自分の行動と出来事との因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。なお、注意や叱責では行動が改善しないことを心得ておくことが必要である。

ウ 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

周囲のことに気が散りやすいことから一つ一つの行動に時間がかかったり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていなかったりする場合には、生活上の困難さの要因を明らかにした上で、日課に即した日常生活の中で指導することが必要である。また、不衛生とならないように、清潔や衛生を保つことの必要性を理解させることも大切である。

エ 姿勢保持の基本的技能に関すること

身体全体や一部が常に動いてしまうという多動性により、自分でも気付かない間に座位や立位が大きく崩れ、活動に円滑に取り組みなくなってしまう場合には、姿勢が崩れにくい机や椅子を使用することや、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるような指導を行うことが大切である。なお、特性による状態であることを理解した上で、執ように繰り返し指導を行うことは逆効果となることに留意する必要がある。

オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることに困難が見られる場合には、目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりすることが大切である。手指の巧緻性を高める場合には、興味や関心をもっていることを生かし

ながら、道具等を使って手指を動かす経験を積み重ねることが大切である。

カ 集団への参加の基礎に関すること

説明を聞きもらしたり、最後まで聞けなかったりして、ルールを十分に理解しなかったり、ルールを十分に理解していても、勝ちたい気持ちからルールを守ることができなかつたりする場合には、ルールを分かりやすく少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイなどにより、勝った時や負けた時の適切な行動を具体的に指導したりすることが必要である。

キ 行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

過度に集中してしまい、終了時刻になっても活動を終わることができない場合には、活動の流れや時間を視覚的に捉えられるようなスケジュールや時計などを示し、時間によって活動時間が区切られていることを理解できるようにしたり、残り時間を確認しながら、活動の一覧表に優先順位を付けたりするなどして、適切に行動できるようにすることが大切である。

ク 言語の受容と表出に関すること

因果関係や時間的経緯から行動を調整したり、振り返ったりすることが難しく、思ったことをそのまま口にして相手を不快にさせるような言動を繰り返してしまう場合には、ロールプレイなどにより相手の話を受けてやり取りをする経験を重ねたり、ゲームなどを通して適切な言葉を繰り返し使用できるようにしたりして、感情の理解や状況に応じた言葉のやりとりの指導を工夫することが大切である。

ケ 障がいの特性の理解に関すること

対人関係が上手くいかないことを感じている一方で、自分の長所や短所、得手不得手を客観的に認識することが難しかったり、他者との違いから自分を否定的に捉え自尊心の低下が生じてしまったりする場合には、個別指導や小集団指導などの指導形態を工夫しながら、対人関係に関する技能を習得する中で、自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにすることが大切である。

コ 情緒の安定に関すること

自分の行動を注意されたときに、衝動的に反発して興奮を静められなくなる場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場所を離れて深呼吸をするなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるように指導することが大切である。

また、注意や集中を持続し、安定して学習に取り組むことが難しい場合には、刺激を統制した落ち着いた環境で、必要なことに意識を向ける経験を重ねながら、自分に合った集中の仕方や課題への取組方を身に付け、学習に落ち着いて参加する態度を育てていくことが大切である。

上記ア～コは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切です。

☆ 注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③
～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア
教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするなどの配慮をして指導を行う。

- 例) 物品の管理方法の工夫
 メモの使用 等

b 学習内容の変更・調整

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 学習内容を分割して適切な量にする 等

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。

- 例) 掲示物の整理整頓・精選 近づいて目を合わせての指示
 メモ等の視覚情報の活用 静かで集中できる環境づくり 等

b 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けるなど興味や関心をもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を取り入れるなどの配慮を行う。

c 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やすことで、大人に賞賛され、友達から認められる機会の増加に努める。

- 例) 十分な活動のための時間の確保
 物品管理のための棚等の準備
 良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り
 感情のコントロール方法の指導
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

イ
支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等の学校内の資源の有効活用を図る。

(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。

- 例) 項目を絞った短時間での避難指示
 行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等

ウ
施設・設備

(ア) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設、設備の配慮

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。

- 例) 余分なものを覆うカーテンの設置
 照明器具等の防護対策
 危険な場所等の危険防止柵の設置
 静かな小部屋の設置 等

(イ) 災害時等への対応に必要な施設設備の配慮

災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例(注意欠陥多動性障がい) Word 版

以下の資料は、注意欠陥多動性障がいの子どもの教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。

1 注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 注意欠陥多動性障がいの状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	不注意、衝動性、多動性の状態	
	併存している障害等の有無	
心理学的 教育的側面	服薬治療の有無	
	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	
	基本的な生活習慣の形成	
	遊びの状況	
	社会性	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	
	感覚や認知の特性	
	社会性	
	身体の動き	
	学習の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
集団生活に向けた情報		
成長過程		
② 注意欠陥多動性障がいのある子どもに対する特別な指導内容		
	注意集中の持続に関すること	
	行動の調整に関すること	
	生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	
	姿勢保持の基本的技能に関すること	
	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	
	集団への参加の基礎に関すること	
	行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	
	言語の受容と表出に関すること	
	障がいの特性の理解に関すること	

情緒の安定に関すること		
③ 注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア)教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支援体制	c 心理面・健康面の配慮	
	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
	(ア)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
(イ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮		

2 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

参考・引用：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）